

滋賀県道路占用料徴収条例の一部改正について

1 概要

- ・道路占用料は、道路管理者である地方公共団体が条例で額および徴収方法を定めることとされている（道路法第39条第2項）
- ・本県の道路占用料は従来から国の占用料と同じ金額としている。
- ・令和4年12月14日に「道路法施行令の一部を改正する政令」が公布され、令和5年4月1日から国における道路占用料が改正される。
- ・本県も令和5年4月1日から本条例を施行するために2月定例会議で承認を得たい。

2 改正内容

道路占用料単価の改正

直近に行われた令和3年度の固定資産税評価額の評価替えを反映した道路占用料単価の改正。

3 改正の影響

- ・占用料収入額が令和4年度と比較し、約2000万円程度増加する。

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の一部改正により、指定区間内の国道に係る道路占用料の額が改定されたことに伴い、本県においてもこれに準じて改定するため、滋賀県道路占用料徴収条例（昭和 44 年滋賀県条例第 25 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 道路占用料の額を改めることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県道路占用料徴収条例新旧対照表

旧							新						
本則および付則 省略 別表（第2条関係）							本則および付則 省略 別表（第2条関係）						
占用物件の種類		単位	占用料				占用物件の種類		単位	占用料			
			所在地							所在地			
			第2 級地	第3 級地	第4 級地	第5 級地				第2 級地	第3 級地	第4 級地	第5 級地
法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1本につ	730	510	420	380	法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1本につ	800	570	480	430
	第2種電柱	き1年	1,100	790	650	580		第2種電柱	き1年	1,200	870	730	670
	第3種電柱		1,500	1,100	880	780		第3種電柱		1,700	1,200	990	900
	第1種電話柱		650	460	380	340		第1種電話柱		710	510	430	390
	第2種電話柱		1,000	730	610	540		第2種電話柱		1,100	810	680	620
	第3種電話柱		1,400	1,000	830	740		第3種電話柱		1,600	1,100	940	850
	その他の柱類		65	46	38	34		その他の柱類		71	51	43	39
	共架電線その他上 空に設ける線類	長さ1メ ートルに	7	5	4	3		共架電線その他上 空に設ける線類	長さ1メ ートルに	7	5	4	4
	地下に設ける電線 その他の線類	つき1年	4	3	2	2		地下に設ける電線 その他の線類	つき1年	4	3	3	2
	路上に設ける変圧 器	一個につ き1年	640	450	370	330		路上に設ける変圧 器	一個につ き1年	700	490	420	380
	地下に設ける変圧	占用面積	390	270	230	200		地下に設ける変圧	占用面積	430	300	260	230

器	1平方メートルにつき1年					
変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	1,300	910	760	680	
郵便差出箱および信書便差出箱		550	380	320	280	
広告塔	表示面積 1平方メートルにつき1年	4,300	1,900	960	670	
その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	1,300	910	760	680	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	27	19	16	14
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		39	27	23	20
	外径が0.1メートル以上0.15メートル		59	41	34	30

器	1平方メートルにつき1年					
変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	1,400	1,000	850	780	
郵便差出箱および信書便差出箱		600	420	360	330	
広告塔	表示面積 1平方メートルにつき1年	4,800	1,800	870	590	
その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	1,400	1,000	850	780	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30	21	18	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		43	30	26	23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル		64	45	38	35

<u>ル未満のもの</u>				
<u>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</u>	<u>78</u>	<u>55</u>	<u>45</u>	<u>41</u>
<u>外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの</u>	<u>120</u>	<u>82</u>	<u>68</u>	<u>61</u>
<u>外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの</u>	<u>160</u>	<u>110</u>	<u>91</u>	<u>81</u>
<u>外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの</u>	<u>270</u>	<u>190</u>	<u>160</u>	<u>140</u>
<u>外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの</u>	<u>390</u>	<u>270</u>	<u>230</u>	<u>200</u>
<u>外径が1メートル以上のもの</u>	<u>780</u>	<u>550</u>	<u>450</u>	<u>410</u>

<u>ル未満のもの</u>				
<u>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</u>	<u>86</u>	<u>61</u>	<u>51</u>	<u>47</u>
<u>外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの</u>	<u>130</u>	<u>91</u>	<u>77</u>	<u>70</u>
<u>外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの</u>	<u>170</u>	<u>120</u>	<u>100</u>	<u>93</u>
<u>外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの</u>	<u>300</u>	<u>210</u>	<u>180</u>	<u>160</u>
<u>外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの</u>	<u>430</u>	<u>300</u>	<u>260</u>	<u>230</u>
<u>外径が1メートル以上のもの</u>	<u>860</u>	<u>610</u>	<u>510</u>	<u>470</u>

法第32 条第1 項第3 号に掲 げる施 設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第2 条第2 項第5 号に規 定する 自動運 行装置 による 検知の 対象と して設 置する 導線そ の他の 線類	地下に 設ける もの	長さ1メ ートルに つき1年	4	3	2	2
		その他 のもの			13	9	8	7
		道路の構造ま たは交通の状 況を表示する 標示柱その他 の柱類	1本につ き1年	1,000	730	610	540	
		その他 のもの	上空に 設ける もの	占用面積 1平方メ ートルに	650	460	380	340

法第32 条第1 項第3 号に掲 げる施 設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第2 条第2 項第5 号に規 定する 自動運 行装置 による 検知の 対象と して設 置する 導線そ の他の 線類	地下に 設ける もの	長さ1メ ートルに つき1年	4	3	3	2
		その他 のもの			14	10	9	8
		道路の構造ま たは交通の状 況を表示する 標示柱その他 の柱類	1本につ き1年	1,100	810	680	620	
		その他 のもの	上空に 設ける もの	占用面積 1平方メ ートルに	710	510	430	390

		地下に 設ける もの	つき1年	390	270	230	200
	その他のもの			1,300	910	760	680
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積 1平方メ	1,300	910	760	680
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	一トルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			2,100	930	480	330
	地下に設ける通路			1,300	560	290	200
	その他のもの			1,300	910	760	680
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メ 一トルにつき1日	43	19	10	7
	その他のもの		占用面積	430	190	96	67

		地下に 設ける もの	つき1年	430	300	260	230
	その他のもの			1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積 1平方メ	1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	一トルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			2,400	900	430	290
	地下に設ける通路			1,500	540	260	180
	その他のもの			1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メ 一トルにつき1日	48	18	9	6
	その他のもの		占用面積	480	180	87	59

設			1平方メ ートルに つき1月				
道路法 施行令 (昭和2 7年政令 第479 号。以 下「政 令」と い う。)	看板(ア チであるも のを除 く。)	一時的 表示面積 1平方メ ートルに つき1月	430	190	96	67	
第479 号。以 下「政 令」と い う。)	その他 のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	4,300	1,900	960	670	
い う。)	標識	1本につ き1年	1,000	730	610	540	
第7条 第1号 に掲げ る物件	旗ざお	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本につ き1日	43	19	10	7
	その他 のもの	1本につ き1月	430	190	96	67	

設			1平方メ ートルに つき1月				
道路法 施行令 (昭和2 7年政令 第479 号。以 下「政 令」と い う。)	看板(ア チであ るものを 除く。)	一時的 表示面積 1平方メ ートルに つき1月	480	180	87	59	
第479 号。以 下「政 令」と い う。)	その他 のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	4,800	1,800	870	590	
い う。)	標識	1本につ き1年	1,100	810	680	620	
第7条 第1号 に掲げ る物件	旗ざお	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本につ き1日	48	18	9	6
	その他 のもの	1本につ き1月	480	180	87	59	

幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日、その他	その面積 1平方メートルにつき1日	43	19	10	7
	その他	その面積 1平方メートルにつき1月	430	190	96	67
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,300	1,900	960	670
	その他	のもの	2,100	930	480	330
政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積	1平方メートルにつき1年	1,300	910	760	680
政令第7条第4号に掲げる	占用面積		430	190	96	67

幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日、その他	その面積 1平方メートルにつき1日	48	18	9	6
	その他	その面積 1平方メートルにつき1月	480	180	87	59
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,800	1,800	870	590
	その他	のもの	2,400	900	430	290
政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積	1平方メートルにつき1年	1,400	1,000	850	780
政令第7条第4号に掲げる	占用面積		480	180	87	59

工事中施設および同条第5号に掲げる工事中材料		1平方メートルに					
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設		つき1月	130	91	76	68	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額				
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額				
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額				
		その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額				
	政令第7条第	建築物		Aに0.014を	Aに0.016を	A0.019を乗	Aに0.023を乗

工事中施設および同条第5号に掲げる工事中材料		1平方メートルに					
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設		つき1月	140	100	85	78	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額				
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額				
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額				
		その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額				
	政令第7条第	建築物		Aに0.012を	Aに0.015を	Aに0.019を	AA0.022を乗じ

9号に掲げる施設	その他のもの	乗じて得た額	乗じて得た額	じて得た額	じて得た額	9号に掲げる施設	その他のもの	乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	て得た額
		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額			Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第1号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物 その他のもの	Aに0.023を乗じて得た額				政令第7条第1号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物 その他のもの	Aに0.022を乗じて得た額			
		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額			Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第1号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	政令第7条第1号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額				政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.031を乗じて得た額			
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額				政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額			
政令第7条第12号に掲げる器具	トンネルの上または	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具	トンネルの上または	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額

7条第13号に掲げる施設	は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	014を乗じて得た額	016を乗じて得た額	019を乗じて得た額	23を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.033を乗じて得た額			

注 省略

7条第13号に掲げる施設	は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	012を乗じて得た額	015を乗じて得た額	019を乗じて得た額	22を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額			
政令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額			

注 省略